

東広島市週休2日適用工事等実施要領（農林工事）の一部改正について

1 趣旨

持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、令和5年より週休2日の取組を行っています。

今回の改正は、週単位及び月単位の週休2日を導入し、取組の更なる普及促進を図ります。

2 主な改正の内容

(1) 週休2日の定義

週単位、月単位の週休2日の導入

(2) 発注方式

「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」を適用する工事のうち、請負対象設計金額3億円以上の工事は、週単位の週休2日又は週休2日交替制の受注者希望型で実施

それ以外の工事は、月単位の週休2日又は週休2日交替制の発注者指定型で実施

(3) 補正係数

「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」を適用する工事においては、通期の補正係数を廃止し、週単位及び月単位の補正係数を新設

「治山林道必携」を適用する工事においては、通期の補正係数を変更し、月単位の補正係数を新設

(4) 工事成績評定

受注者の責により、週休2日又は週休2日交替制に取り組む姿勢がみられなかった場合、必要に応じて工事成績評定を減点

3 適用日

令和8年1月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用